



消 防 指 第 2 9 号

令和 6 年 5 月 3 1 日

埼玉西部消防組合管理者 殿

消 防 庁 長 官

令和 6 年度（当初）緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定通知書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年 8 月 2 7 日付法律第 1 7 9 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年 5 月 3 0 日付け埼玉消企第 5 7 号で申請のあった令和 6 年度（当初）緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により下記のとおり通知する。

記

- 1 緊援隊補助金の交付の対象となる事業の内容、基準額及び補助金額は、交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 緊援隊補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

金 1 4, 3 9 1 千円

- 3 補助事業者は、緊援隊補助金に関する法令及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成 1 8 年 4 月 1 日消防消第 4 9 号）に従わなければならないものであること。

以上